

○錦江町奨学資金貸付基金条例

平成17年3月22日条例第96号

改正

平成20年6月16日条例第14号

平成21年12月2日条例第35号

錦江町奨学資金貸付基金条例

(設置)

第1条 能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学困難な者に対して学資を貸し付け、有能な人材を育成するため、錦江町奨学資金貸付基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第2条 基金の額は、5,100万円とする。

2 町長は、必要があると認めるときは、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定めるところにより、基金に追加して積立てをることができる。

3 前項の規定により積立てが行われたときは、基金の額は、積立て相当額増加するものとする。

(基金に属する現金の不足の調整)

第3条 基金に属する現金に不足を生じたときは、その不足額は、予算に計上して整理するものとする。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により、保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生じる益金は、予算に計上して整理するものとする。

(貸付けの対象)

第6条 基金の貸付け（以下「奨学資金」という。）を受ける生徒（以下「奨学生」という。）は、高等学校及び大学（高専、短大、専門学校及び大学院を含む。）に在学中の者で、次に掲げるものとする。

(1) 経済的理由により就学困難な者

(2) 勉学に努力し、学力、品行が極めて優秀かつ心身共に健全である者

(3) 本町に住所を有する者の子弟である者

(奨学生の選考)

第7条 奨学生の選考に関する事項を審議するため、錦江町奨学生選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

2 前項の選考委員会に関する事項は、別に定める。

(奨学資金の額)

第8条 奨学資金の額は、次のとおりとする。

(1) 大学奨学生 月額20,000円以内

(2) 高校奨学生 月額15,000円以内

(貸付期間)

第9条 奨学資金の貸付けは、当該学校の正規の在学期間中とする。

(奨学生の願い出)

第10条 奨学資金の貸付けを受けようとする者は、規則の定めるところにより、町長に願い出なければならない。

(奨学生の決定)

第11条 奨学生は、選考委員会の選考を経て、町長がこれを決定する。

(異動届出)

第12条 奨学生（奨学資金未償還の者を含む。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、町長に届け出なければならない。

(1) 休学、復学、転校又は退学しようとするとき。

(2) 進級したとき（在学証明書等）。

(3) 本人又は保証人の身分、住所その他重要な事項に異動があったとき。

(奨学資金の辞退)

第13条 奨学生は、いつでも奨学資金の辞退を町長に申し出ることができる。

(奨学資金の休止)

第14条 奨学生が休学又は留年したときは、その期間奨学資金を休止する。

(奨学資金の停止)

第15条 奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、奨学資金の貸付けを停止することができる。

(1) 負傷疾病などのために成業の見込みがないとき。

(2) 学業成績又は品行が不良となったとき。

(3) 奨学資金を必要としない理由が生じたとき。

(4) 休学及び転校が適当でないとき。

(5) その他奨学生として適当でないとき。

(奨学資金の償還)

第16条 奨学資金は、無利子とし、卒業した年度の翌年度から次の期間内で償還しなければならない。

(1) 高等学校在学期間に貸付けを受けた者 5年

(2) 大学在学期間に貸付けを受けた者 5年

(3) 高等学校及び大学在学期間を通して貸付けを受けた者 10年

2 奨学生が退学し、若しくは奨学資金を辞退し、又は停止されたときは、前項に準じて償還しなければならない。

3 償還は、月賦、半年賦又は年賦によるものとする。ただし、全額又は一部を繰り上げて返還することができる。

(償還の猶予)

第17条 疾病その他正当な理由のために奨学資金の償還が困難な者には、願い出によって相当の期間その償還を猶予することができる。

(借用証書)

第18条 奨学生は、卒業前に奨学資金借用証書を町長に提出しなければならない。

2 奨学生が退学し、若しくは奨学資金を辞退し、又は停止されたときは、直ちに、奨学資金借用証書を町長に提出しなければならない。

(死亡届出)

第19条 奨学生（奨学資金未償還の者を含む。）が死亡したときは、遺族又は保証人は、戸籍抄本及び奨学資金借用証書を添えて、直ちに、町長に届け出なければならない。

(償還免除)

第20条 奨学生又は奨学生であった者が奨学資金償還完了前に死亡したとき又は心身に著しい障害を生じたときは、町長は、遺族又は保証人等の届出により、奨学資金の全部又は一部を免除することができる。

(延滞利息)

第21条 奨学資金の貸付けを受けた者は、正当な理由なく奨学資金を償還すべき日までにこれを償還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間に応じ、返還すべき額に年7.3パーセントの割合で乗じた延滞利息を支払わなければならない。

2 前項の額の計算方法については、規則で定める。

(学業成績及び生活状況調査)

第22条 奨学生の学業成績及び生活状況は、在学学校長に依頼調査するほか、直接町長が調査する。

(縁替運用)

第23条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な縁戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第24条 この条例の施行について、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の奨学資金貸付基金条例（平成7年田代町条例第10号）又は大根占町奨学資金貸付基金条例（平成10年大根占町条例第1号）（以

2/5

下これらを「合併前の条例」という。)の規定により貸付けを受けた奨学資金は、この条例の相当規定により貸付けを受けた奨学資金とみなす。

3 施行日の前日までに、合併前の条例の規定により貸付けを受けた者の償還期間又は償還方法については、この条例の規定にかかわらず、合併前の条例の規定の例による。

附 則 (平成20年6月16日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年12月2日条例第35号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

○錦江町奨学資金貸付基金条例施行規則

平成17年3月22日規則第65号

改正

平成18年2月27日教委規則第1号

平成19年2月26日教委規則第5号

平成20年6月27日教委規則第9号

平成21年10月26日教委規則第5号

錦江町奨学資金貸付基金条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、錦江町奨学資金貸付基金条例(平成17年錦江町条例第96号。以下「条例」という。)の施行に際し、必要な事項を定めるものとする。

(願出手続)

第2条 奨学資金の貸付けを受けようとする者は、次の書類を在学学校長に提出し、学校長は、これを遅考して錦江町長(以下「町長」という。)に提出しなければならない。

(1) 錦江町奨学資金貸付願出書(様式第1号)

(2) 錦江町奨学生推薦調書(様式第2号)

2 前項第1号錦江町奨学資金貸付願出書は、保護者(父母、兄弟又はこれに代わる者)又はこれに代わる者で、将来奨学資金貸付償還の責を負うことができるもの(以下「連帯保証人」という。)が連署しなければならない。

(願出者の調査)

第3条 町長は、奨学資金貸付けの願出者に対し、その保護者及び連帯保証人の資力調書(様式第3号)により調査を行うものとする。

(奨学生の決定通知)

第4条 奨学生を決定したときは、奨学資金貸付原簿(様式第4号)に登録し、奨学生の在学学校長又は出身学校長及び本人に通知する。

(誓約書の提出)

第5条 奨学生の決定を受けた者が、奨学資金の貸付けを受けようとするときは、誓約書(様式第5号)及び確約書(様式第6号)に在学証明書並びに保護者及び連帯保証人の印鑑証明を添えて町長に提出しなければならない。

(連帯保証人の条件)

第6条 連帯保証人は、本町在住者(願出年の1月1日現在で本町に3年以上在住する者)で、かつ、将来も居住の意志を有し、独立の生計を営む成年であって、奨学資金の償還に際し、保証能力のあるものでなければならない。

(奨学資金の交付)

第7条 奨学資金は、奨学生原簿により保護者(町長が特に認める場合は、奨学生本人)に毎月10日に交付する。ただし、交付の日が日曜日、土曜日又は休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。)に当たる場合は、その前日とする。また、4月分及び5月分の奨学資金は、5月に繰り下げて交付することができるものとする。

(異動の届出)

第8条 条例第12条に規定する異動届は、奨学生異動事項届(願)出書(様式第7号)に記入し、在学学校長を経由しなければならない。

2 本人が病気その他やむを得ない理由により届け出ることができない場合は、保護者又は連帯保証人が届け出なければならない。

(借用証書)

第9条 奨学生は、条例第18条の規定により、卒業前に奨学資金借用証書(様式第8号。以下「借用証書」という。)を町長に提出しなければならない。

2 奨学生は、条例第13条及び第15条の規定により奨学資金を辞退又は奨学資金を停止されたときは、速やかに前項に準じ、借用証書を提出しなければならない。

3 借用証書の提出を受けたときは、奨学資金償還原簿(様式第9号)を作成しなければならない。

4 奨学資金の返済が終了したら、本人又は保護者に借用証書を返すものとする。

(奨学資金の償還)

第10条 条例第16条の規定による奨学資金の償還の始期は、卒業の日から起算して6月を経過した日の属する月の翌月からとする。

2 奨学資金の償還方法については、月賦、半年賦又は年賦償還の方法によるものとする。ただし、一時に償還することを妨げない。

(償還の猶予申請)

第11条 条例第17条の規定により、償還の猶予を受けようとする者（以下この条において「償還の猶予申請者」という。）は、償還開始月の30日前までにその旨を奨学資金返還猶予申請書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて、条例第7条に規定する錦江町奨学生選考委員会（以下「選考委員会」という。）に申請しなければならない。

(1) 住民票謄本

(2) 所得額証明書

(3) 民生委員による町内居住証明書

2 選考委員会は、前項に規定する申請を受理したときは、速やかに審査を行い、猶予期間を決定し、その旨を償還の猶予申請者へ通知しなければならない。

3 債還の猶予申請者は、償還の猶予の決定を受けたときは、毎年4月1日現在における民生委員の証明する町内居住証明書を選考委員会に提出しなければならない。

(償還の免除申請)

第12条 条例第20条に規定する償還の免除を受けようとする者（次項において「償還の免除申請者」という。）は、償還の猶予期間終了後の30日以内にその旨を奨学資金返還免除申請書（様式第11号）により選考委員会に申請しなければならない。

2 選考委員会は、前項に規定する申請を受理したときは、速やかに審査を行い、町長の承認を受けて免除額を決定し、その旨を償還の免除申請者へ通知しなければならない。

(延滞利息の計算)

第13条 条例第21条の規定による延滞利息の額を計算する場合においては、次に定めるところによる。

(1) 計算の基礎となる額及び端数計算 計算の基礎となる額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(2) 延滞利息の額の確定 延滞利息の確定金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が500円未満であるときは、その全額を切り捨てる。

(3) 債還期限後の償還金に係る延滞金 債還期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセントとすること。

(4) 年当たりの割合の基礎となる日数 年当たりの割合は、年の日を含む期間についても365日当たりの割合とすること。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の奨学資金貸付基金条例施行規則（平成7年田代町教育委員会規則第1号）、大根占町奨学資金貸付基金条例施行規則（平成10年大根占町規則第2号）又は奨学資金貸付基金管理規程（昭和55年田代町規程第3号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成18年2月27日教委規則第1号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年2月26日教委規則第5号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年6月27日教委規則第9号）

この規則は、平成20年6月27日から施行する。

附 則（平成21年10月26日教委規則第5号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。